

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金
処遇改善計画書

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンヤマトフクジュカイ		
法人名	社会福祉法人大和福寿会		
法人所在地	〒	9850087	
	塩竈市字伊保石20番地1		
フリガナ	サワダ シンヤ		
書類作成担当者	沢田 慎也		
連絡先	電話番号	022-361-1116	
	E-mail	web_y@yamato.or.jp	

本別紙1-1を完成させるには、「基本情報入力シート」「別紙1-2」から転記される情報が必要です。
まずは他のシートを完成させてください。

【凡例】(別紙1-1、1-2)

色付きセルに必要な事項を入力してください。

補助金の支給に必要な情報 入力セル

2 賃金改善計画について

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年2~5月分)	1,373,820	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	1,440,000	円	
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i) 介護職員処遇改善支援補助金の見込額(令和6年4・5月分)	686,910	円	(104.82) %
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	720,000	円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	720,000	円	
(右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)			
介護職員の賃金改善の見込額(参考)	720,000	円	
うち、基本給等による改善の見込額	720,000	円	(100.00) %
(一月あたり)	360,000	円	
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)		円	
うち、基本給等による改善の見込額		円	(0.00) %
(一月あたり)	0	円	

基本情報入力シートの「一月当たり介護報酬総単位数」と「1単位数当たりの単価」及び別紙様式2-2の「交付対象月」に基づき算出されます。
空欄の場合、基本情報入力シート又は別紙様式2-2に記入漏れがあります。

❗この欄が〇でない場合、賃金改善の見込額が要件を満たしていません。

❗この欄が〇でない場合、iii 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が i 補助金の見込額(令和6年4・5月分)の2/3以上となっていません。

(iii)の額) ÷ (i)の額)の値が自動で入力されます。この欄が66.66%(3分の2)以上となる必要があります。

なお、実際の介護報酬の総額が想定を上回った場合、補助金の総額が見込額を上回り、要件(令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる)を満たせなくなる場合があります。
賃金改善計画を立てる段階で、この欄が3分の2ギリギリとならないよう(例えば80%以上となるよう)にするなど、余裕のある設定としてください。

要件は令和6年4・5月分の補助額の2/3以上の基本給等による賃金改善を行うことであり、令和6年4・5月分の賃金改善額の2/3以上ではないため、この欄が2/3以上となっていなくても差し支えありませんが、なるべく2/3以上とするようにしてください。その他の職員についても同様です。

【記入上の注意】

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。
- Ⅰ 補助金による賃金改善の見込額が補助金による収入額(補助金の見込額)以上となること
- Ⅱ 令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・②「賃金改善の見込額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

4・5月分の賃金改善額の2/3以上ではないため、この欄が2/3以上となっていない場合でも差し支えありませんが、なるべく2/3以上とするようにしてください。その他の職員についても同様です。

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。
---	-------------------------------------

!この欄が×の場合、チェックボックスにチェック(✓)が入っていません。

例えば、法人で補助金額を配分するために設定した手当(「処遇改善手当」等)の水準を引き上げたとしても、手当の引上げ幅以上に基本給やその他の手当を引き下げることによって、全体として職員の賃金水準を引き下げている場合、補助金の要件を満たしたことはありません。

【記入上の注意】

- ・「処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善支援補助金を除いた賃金総額」と②「令和6年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金総額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- ・サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることによって算定要件を満たすこととする。
- ・ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和6年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	✓	基本給	決まって毎月支払われる手当(新設)	決まって毎月支払われる手当(既存の手当の増額)
	上記以外(必ず選択)		手当(新設)	手当(既存の増額)	賞与
②具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	✓	就業規則の見直し	✓	賃金規程の見直し	その他 ()
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。				
基本給の昇格は、勤務評価等により該当する職員に対して、業務執行理事が会長に上申し、昇給の決定は、会長がこれを行う。					
③ベースアップの実施予定	✓	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情		
		実施しない			

!この欄が×の場合、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目があります。

「基本給等」に当てはまらない賃金改善(4・5月分の補助額の1/3未満まで)は、この行に記入してください。また、本補助額による賃金改善を全て基本給等により行う場合は、この行は「該当なし(全て基本給等)」の欄を選択してください。

「その他」をチェックする場合は、右側のカッコに具体的な項目を記入してください。

4「③ベースアップの実施予定」で「実施しない」を選択した場合も、2③で確認する要件(令和6年4・5月分の補助金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる)は満たす必要があります。

5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
✓ 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
✓ 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

!この欄が×の場合、チェックが入っていない項目があります。

例えば、従来の加算を2か月遅れで職員に配分している場合(例：4月のサービス提供に対する加算を6月に職員に支払)、補助金の支払も同じタイミング(例：4月分の補助金を6月に職員に支払)に揃えることで、6月以降の新しい処遇改善加算への移行がスムーズになります。

!この欄が×の場合、チェックが入っていない項目か、空欄の項目があります。

- ✓ 令和6年2月からの宮城県介護職員処遇改善支援補助金の支払に係る宮城県国民健康保険団体連合会から宮城県への支払口座情報の提供に同意します。
- ✓ 計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
- ✓ 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等ではありません。
- ✓ 県税に未納はありません。

令和 6 年 4 月 30 日 法人名 **社会福祉法人大和福壽会**
 代表者 職名 **理事長** 氏名 **高橋 政俊**

【記入上の注意】
 ・各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
 ・本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト
 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて
 提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している

- 2 賃金改善計画について
- ② 賃金改善の見込額が介護職員処遇改善支援補助金の見込額以上となっている
 - ③ 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が補助金の見込額(令和6年4・5月分)の2/3以上となっている

3 補助金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて
 処遇改善支援補助金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている

4 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法
 「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目がない

- 5 要件を満たすことの確認等
- 要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない
 - 誓約について、空欄の項目がない